

松阪市森林公園の指定管理者公募に向けた サウンディング型市場調査実施要領

令和2年4月

松阪市産業文化部

林業振興課

1. 調査の概要

(1) 調査の名称

松阪市森林公園の指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査

(2) 調査対象施設所在地

三重県松阪市伊勢寺町 1678 番地

(3) 調査の目的

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は奈良県と接しており、名古屋からは、鉄道で1時間程度、車で1時間30分程度、大阪からは、鉄道で1時間50分程度、車で2時間15分程度の距離にあります。

松阪市森林公園（以下、森林公園という。）は、昭和63年に、松阪市中心部の西、観音岳山麓の自然に恵まれた区域に、自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、森林資源の活用を図り、併せて地域の経済的向上に資することを目的に、設置された施設になります。

管理運営に関しては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現指定管理者である松阪飯南森林組合が現在まで管理運営を行っており、令和2年度末をもって期限を迎えます。そこで、令和2年8月頃に令和3年度からの指定管理者を公募するにあたって、さらなる施設の活用やサービスの向上を目指して、民間事業者から森林公園の活用方法に関する幅広いアイデアを事前に提示頂くことにより、本施設の活用の方向性を決定し、多様な提案を受け入れることが可能な公募条件等を定めることを目的としています。

なお、このサウンディングに参加いただいた民間事業者につきましては、今後の指定管理者の公募の際にインセンティブを付与します。

(4) 調査スケジュール（参加事業者数によっては、予定を変更する場合があります。）

実施内容	日程
① 実施要領公表（募集開始）	4月20日（月）
② 説明会・現地見学会実施	実施見送り
③ 質問受付	4月20日（月）～5月22日（金）
④ 質問回答	5月29日（金）までに随時
⑤ 提案受付期間	5月11日（月）～6月5日（金）
⑥ 個別ヒアリング実施	6月8日（月）～6月19日（金）
⑦ 結果公表	6月下旬

2. 施設の概要

(1) 施設基本情報

施設名称	松阪市森林公園	
所在地	三重県松阪市伊勢寺町 1678 番地	
設置目的	自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、森林資源の活用を図り、併せて地域の経済的向上に資することを目的とする。	
開業年月	昭和 63 年 7 月	
敷地面積	約 5ha（すべて民有地）	
都市計画区域	区域外	
施設概要		
管理棟	木造平屋建て 1 棟	207㎡
木工教室棟	木造平屋建て 1 棟	120㎡
食堂棟	木造平屋建て 1 棟	87㎡
共同炊事棟	木造平屋建て 2 棟	53㎡、15㎡
屋外便所	木造平屋建て 1 棟	31㎡
障害者用便所	木造平屋建て 1 棟	27㎡
共同浴場	木造 2 階建て 1 棟	116㎡
バンガロー	木造平屋建て 6 棟	計 175㎡
テント台	木造 20 台（持込・貸出用各 10 台）	
屋外ステージ	木造平屋建て 1 棟	27㎡
芝生広場	1 か所	9,803㎡
炭窯（松永窯）	1 か所	5㎡
東屋	展望台他：2 棟	計約 25㎡
	親水公園：2 棟	計約 25㎡
駐車場	第一駐車場：200 台	アスファルト舗装
	第二駐車場：50 台	未舗装
遊具施設	コンビネーション遊具	1 基
	ブランコ	1 基
その他の施設	展望台及び展望台への遊歩道等 2 か所 案内板標識 1 式 親水公園（堀坂川左岸） 観音岳遊歩道（施設用途面積外） 創造の森遊歩道（施設用途面積外） 侍谷林道（施設用途面積外） 井戸設備 1 式（水源は水道が無く、井戸設備を所有）	

アクセス	
公共交通機関	JR（近鉄）松阪駅より 三重交通バス阿坂線小野行き 36分 横滝口下車、徒歩 2.5km34分
車	伊勢自動車道 松阪ICより約5分
備考	
・施設用地は民有地となっており、松阪市と地権者において、令和8年3月31日 まで土地賃貸借契約を締結しています。	

(2) 参考資料（別添）

- ①施設地図 ②建物配置図 ③施設パンフレット等
- ④施設に関する情報（来場者数・主要設備修繕履歴） ⑤施設写真
- ⑥松阪市森林公園条例⑦現指定管理資料（協定・仕様書・応募要項・管理運営評価表）

3. サウンディング型市場調査

(1) 調査の方法

本調査では、ご協力いただける民間事業者等の皆様から、個別ヒアリングを行い、ご意見を伺います。

(2) 調査の対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある、次に該当する法人または団体（個人は除きます。）で、業種、業態は問いません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ③ 役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。〕に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑤ 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。

- ⑥ 松阪市税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑧ 松阪市の締結する契約等から暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 44 号）別表 1 に該当しない法人等であること。
- ⑨ 松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

（3）説明会・現地見学会

現在、新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、現地見学会の実施が困難であるため、施設の状況確認につきましては、別途、動画データのリンクを参照していただきますようお願いいたします。※随時追加更新予定。

（4）質問受付・回答

①質問受付

- ・本調査に関する質問を、改めて下記の方法により受付します。
- ・メールの題名を「森林公園サウンディング質問」とし、林業振興課のメールアドレスに、様式 2「質問書」をお送りください。
- ・質問受付期間：令和 2 年 4 月 20 日（月）～5 月 22 日（金）

②回答

- ・回答は、令和 2 年 5 月 29 日（金）までの期間に、随時 Q&A 形式でホームページに掲載します。（質問者の事業者名・団体名・氏名等は公表しません）。
- ・質問に回答できない事項もありますのでご了承ください。

（5）提案受付

①提案内容

皆様の持つノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案ください。また、自らが指定管理者として管理運営の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

■集客、にぎわい創出に関する取り組み

- ・宿泊、飲食プラン、体験行事、イベントの実施などについての提案。
- ・当該施設周辺エリアは観音岳・堀坂山・創造の森など森林観光資源が豊富であり、森林アクティビティの拠点として、公園内駐車場を有効利用していただけてます。しかし、当然全てが収益に直結しない現状の中、このような所謂「機会損失」の抑制に繋がる提案をお願いします。
- ・その他 PR 手法、集客増加への取り組みに関する提案 など。

■地域交流、地域活性化に関する取り組み

- ・当該施設は設置当時から地元へ愛着のある施設であることから地元雇用の促進に関する提案をお願いします。
- ・その他、近隣施設や市内観光スポットとの連携に関する提案 など。

■その他

- ・今後の施設整備についての提案。施設老朽化対策に関する提案。
- ・キャンプ、アスレチックスポーツ等施設活用に関する提案。
- ・指定管理の期間や業務範囲についての提案。
- ・その他施設の魅力増進のための提案 など。

その他ご提案いただいた内容を実現するにあたっての課題や市に対する要望があれば記載してください。

②提案書の提出

- ・メールの題名を「森林公園サウンディング提案書」とし、林業振興課のメールアドレスに、様式 3「提案書」をお送りください。（なお、参考資料もあれば同メールに添付してください。ただし、1 メール 10MB までとなりますので、それを超える場合はメールを分割して送付ください。）
- ・提出期限：5月11日（月）～6月5日（金）

(6) 個別ヒアリング

①個別ヒアリングの実施

提案書を提出いただいた事業者に対し、個別にヒアリングを実施します。その際、提案書の説明も行っております。

日程：令和 2 年 6 月 8 日（月）～6 月 19 日（金）

時間：午前 10 時～午後 4 時（1 時間から 2 時間程度）

（上記日程・時間帯のうちで、ご希望の日時を協議のうえ決定）

場所：松阪市役所（予定）

- ・必要な機材（パソコン等）は、各事業者様でご用意ください。（プロジェクター、スクリーン、電源コンセントなど、必要であればご用意します。）
- ・個別ヒアリングの結果、必要に応じて追加のヒアリング等を行う場合があります。

また、追加で提案書の提出をお願いする場合があります。

- 新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言発令や自治体の要請等により、個別ヒアリングの実施が困難であると判断される場合は、別途テレワーク等においての実施を検討いたします。

(7) 結果公表

- 提案いただいた内容を概要として取りまとめたうえ、令和2年6月下旬頃に本市ホームページ（共創デスク）にて公表します。
- 公表にあたっては、提案事業者・団体の名称及び、知的財産権にかかわる内容は原則非公表とするため、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。
- 「松阪市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前連絡のうえ、条例の定める範囲において公開する場合があります。

4. サウンディング型市場調査結果の公表後について

- 本サウンディング型市場調査により提案いただいた内容を精査し、民間活力導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについて、指定管理者の公募にあたり、検討を行い反映していきます。
- 指定管理者の公募は令和2年8月頃を予定しており、指定期間は令和3年4月からになります。

5. 留意事項

(1) 本調査への参加および調査内容の取扱い

- 本調査への参加実績は、次の指定管理者の公募において、インセンティブを付与します。
- 本市および提案者ともに、本調査での提案内容（個別ヒアリング時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

(2) 費用等

- 本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払いはありません。

(3) 追加調査等へのご協力

- 必要に応じ追加のヒアリング、書面による質疑、アンケート等を行う場合には、可能な限りご協力をお願いします。

(4) 個別に提供する資料について

・サウンディング型市場調査の参加者に対し個別に提供する資料等については、本事業の目的のためにのみ提供するものとして、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。提供時には以下の事項に承諾いただいたものとみなします。

- ① 第三者への開示の禁止（ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲で、提案者と守秘義務契約を締結したものへ開示する場合を除く）
- ② 善良な管理者としての情報管理の徹底
- ③ 提案者から情報が漏洩した場合の市または第三者への損害の補償

(5) その他

・市へ提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

6. 様式・参考資料

様式1	質問書
様式2	提案書
参考資料1	施設地図
参考資料2	建物配置図
参考資料3	施設パンフレット等
参考資料4	施設に関する情報（来場者数・主要修繕履歴）
参考資料5	施設写真
参考資料6	松阪市森林公園条例
参考資料7	現指定管理資料（協定書・仕様書・応募要項・管理運営評価表）

7. 担当部署および問い合わせ先

松阪市 産業文化部 林業振興課 森林保全係

〒515-1592 三重県松阪市飯高町 180 番地

電話：0598-46-7124 FAX：0598-46-7001

メールアドレス：rin.div@city.matsusaka.mie.jp

※受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで